

福岡県公報

平成20年12月8日
第2906号

目次

告示(第1990号 - 第2001号)

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	1
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	1
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	2
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	2
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	2
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	2
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	4
土地改良区の役員の就任	(農村整備課)	4
公共測量の終了	(県土整備総務課)	5
公 告			
競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	5
一般競争入札の実施	(総務事務センター)	7
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	9
選挙管理委員会			
政治団体の設立届	(市町村支援課)	11
政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	13
政治団体の解散届	(市町村支援課)	17
資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	17

資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	18
資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	19
雑 報			
危険物取扱者試験の実施	(消防防災課)	19

告 示

福岡県告示第1990号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月8日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和62年11月12日福岡県告示第1704号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1991号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月8日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和62年8月15日農林水産省告示第1151号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに宗像市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1992号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和62年9月5日福岡県告示第1352号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1993号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年9月12日農林水産省告示第1416号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1994号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年9月22日農林水産省告示第1523号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1995号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年10月15日農林水産省告示第1653号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1996号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年5月20日農林水産省告示第677号（1、2及び4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに太宰府市

役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1997号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年5月26日福岡県告示第826号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1998号

鳥飼西田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住 所
熊丸隆喜	久留米市梅満町720番地7
山中一義	" " 1391番地1
原真佐紀	" 津福本町1925番地

塚本政之	" "	1243番地
森登士男	"	安武町安武本2338番地5
古賀均	"	白山町515番地
甲斐田浩一	"	梅満町685番地2

2 退任監事

氏名	住所
熊丸年昭	久留米市梅満町624番地4
山本通晴	" 津福本町1573番地

3 就任理事

氏名	住所
熊丸正一	久留米市梅満町765番地1
熊丸年昭	" " 624番地4
山本政輝	" 津福本町1596番地2
塚本政之	" " 1243番地
古賀均	" 白山町515番地

4 就任監事

氏名	住所
安德英利	久留米市津福本町2173番地
山中一義	" 梅満町1391番地1

福岡県告示第1999号

芦屋台地土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
安高壽	遠賀郡芦屋町大字芦屋944番地
安高吉明	" " " 1150番地2
田原英樹	" 岡垣町大字糠塚401番地2
本田順一	" 芦屋町大字芦屋1218番地
松井正博	" 遠賀町大字尾崎573番地の1
門司輝夫	" " 大字鬼津3629番地

2 退任監事

氏名	住所
野田勇	遠賀郡岡垣町大字糠塚1398番地
本田直行	" 芦屋町大字芦屋1289番地2

3 就任理事

氏名	住所
安高吉明	遠賀郡芦屋町大字芦屋1150番地2
入江隆広	" 岡垣町大字糠塚952番地1
井口充	" 遠賀町大字鬼津2063番地
大場正己	" 芦屋町大字芦屋1175番地
木原國弘	" " " 1160番地2
石松種實	" 岡垣町大字糠塚612番地

4 就任監事

氏名	住所
安高勝	遠賀郡芦屋町大字芦屋943番地
中西孝一	" 遠賀町大字尾崎352番地

福岡県告示第2000号

福岡市長峰土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏名	住所
樋口 重剛	福岡市早良区早良四丁目4番2号
樋口 榮太	" 四丁目11番35号
樋口 清知	" 三丁目5番11号
樋口 清明	" 三丁目10番30号
樋口 重美	" 三丁目7番45号
板倉 清人	" 四丁目4番43号
樋口 義照	" 四丁目3番12号

2 就任監事

氏名	住所
石橋 鶴雄	福岡市西区大字吉武339番地3
典略 和久	" 大字金武1057番地

福岡県告示第2001号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区	平成20年11月11日

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成20年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

電子計算組織（福岡県立高等学校6校分）各1式

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

- イ 年間売上高
ウ 自己資本金
エ 流動比率
オ 経営年数
カ 障害者雇用状況
キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- タ 返信用封筒（290円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスセンター
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請の時期
- この公告の日から平成21年1月19日（月曜日）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知
- 入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成21年9月末日までとする。
- (2) 当該期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成21年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年12月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

電子計算組織 (福岡県立高等学校6校分) 各1式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成21年3月31日(火曜日)

(4) 納入場所

北九州市門司区藤松2丁目7-1

福岡県立門司大翔館高等学校ほか5校

2 入札参加資格 (地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班(行政南棟1階)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092(ダイヤルイン)

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成21年1月29日(木曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
01	02	事務機器	A A
05	01	電気器具	A A
05	02	電気通信機器	A A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明として、仕様申立書を各高等学校6校に提出し、平成21年1月19日(月曜日)午後3時00分までに提出し、承認を受けている者。

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

FAX番号 092 - 643 - 3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成20年12月8日（月曜日）から平成21年1月19日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明会

各高等学校において行う。日程は入札説明書のとおり。

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）

(2) 受領期限

平成21年1月29日（木曜日）午後4時00分

(3) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター入札室（行政南棟1階）

(2) 日時

平成21年1月30日（金曜日）午前11時00分

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第3

項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においてそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合においては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Contract matter
Computer group for student teaching : 6set
- (2) Time Limit for Tender
4:00 P M on January 29, 2009
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs
Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7,
Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan

TEL 092-643-3092

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
放置車両確認標章 1,400巻
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成21年2月27日（金）
- (4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年12月22日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
03	02	活版印刷	AA、A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供でき

ること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。
- ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。
- イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2234

5 入札参加申請書の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所
4の部局とする。
- (3) 提出期間
平成20年12月8日（月）から平成20年12月17日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (4) 提出方法
直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

- (1) 期間等
平成20年12月8日（月）から平成20年12月17日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成20年12月22日（月）午後6時00分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

- (1) 場所
4の部局が指定する場所
- (2) 日時
平成20年12月24日（水）午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又は

これに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者

がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第116号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年12月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成20年10月1日～10月31日

(1) 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
民主党福岡県第7総支部	野田国義	安德幸長	大牟田市旭町3-2-9 代々木ビル2F	衆議院議員		平成20年10月8日

(1団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
金子けんじ有志の会	金子勝則	由衛國寿	柳川市三橋町磯鳥295-1	平成20年10月10日
金子けんじを働かせる会	吉田健介	森田茂久	柳川市三橋町磯鳥295-1	平成20年10月10日
古賀徹治後援会	古賀徹治	古賀早苗	北九州市八幡西区則松6-15-36	平成20年10月28日
小清水喜代孝後援会	小清水喜代孝	岩本誠	北九州市小倉南区北方3-40-28	平成20年10月3日
櫻井英夫後援会	中村博美	櫻井眞澄	田川郡川崎町田原1368-1	平成20年10月17日
沢田輝彦後援会	沢田輝彦	沢田輝彦	北九州市小倉北区豎林町7-10	平成20年10月21日
白石かずひろ後援会	白石一裕	豊武緑	北九州市八幡東区春の町5-7-5	平成20年10月3日
住みよい町、元気な岡垣をつくる町民の会	石井邦一	井上哲也	遠賀郡岡垣町海老津駅前5	平成20年10月31日
青文会	吉村公德	中村英敬	福岡市博多区東光1-3-7 北島ビル2F	平成20年10月3日
西田一後援会	瀬口泰郎	西田二郎	北九州市小倉南区長行東3-13-17	平成20年10月20日

浜口つねひろ後援会	浜口恒博	淵上耕樹	北九州市八幡西区東鳴水1-8-18-610	平成20年10月20日
ひろわたり輝男後援会	俵口和敏	広渡末子	遠賀郡岡垣町吉木東1-125-7	平成20年10月31日
ふじい清孝後援会	藤井清孝	原重義	田川郡香春町大字中津原1980-7	平成20年10月29日
森田憲治を育てる会	森田憲治	森田久美子	田川郡香春町大字採銅所4138-5	平成20年10月1日
龍誠一後援会	龍誠一	龍淳一	大川市大字新田333-1	平成20年10月27日

(15団体)

福岡県選挙管理委員会告示第117号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から

届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

受付期間 平成20年10月1日～10月31日

る。

平成20年12月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
国民新党福岡県支部	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年10月21日
	公職の種類	参議院議員			
国民新党福岡県第四選挙区支部	主たる事務所の所在地	糟屋郡新宮町美咲2-8-5 プラザ井上101	福津市若木台6-8-3	平成20年10月22日	平成20年10月27日
	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	
	公職の種類	衆議院議員			
自由民主党福岡県北九州市小倉南区第六支部	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区曾根新田北3-13-36	北九州市小倉南区曾根新田北3丁目16-36	平成20年9月29日	平成20年10月1日

自由民主党福岡県第八選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年10月30日
	公職の種類	衆議院議員			
自由民主党宮若・鞍手郡連合支部	団体の名称	自由民主党宮若・鞍手郡連合支部	自由民主党鞍手郡支部	平成20年9月22日	平成20年10月1日
	主たる事務所の所在地	宮若市倉久1337	宮若市磯光1623		
	代表者	有吉明廣	矢野義明		
民主党福岡県参議院選挙区第1総支部	会計責任者	高橋伊織	柴田圭生	平成20年10月31日	平成20年10月31日
	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	
	公職の種類	参議院議員			

(6団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
朝倉医師連盟	団体の名称	朝倉医師連盟	甘木朝倉医師連盟	平成20年7月1日	平成20年10月21日
朝倉薬剤師連盟	会計責任者	大曲健司	平位昌稔	平成20年7月1日	平成20年10月2日
麻生太郎後援会（麻生太郎と21世紀の会）	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年10月30日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	麻生太郎、衆議院議員			
石田康高後援会	代表者	入江英之	藤井五十二	平成20年10月15日	平成20年10月15日

大森秀久後援会	主たる事務所の所在地	大牟田市笹林町1-1-9	大牟田市笹林町1丁目2-6	平成20年10月8日	平成20年10月10日
	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年10月21日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	大森秀久、衆議院議員			
おにまる岳城後援会	主たる事務所の所在地	みやま市瀬高町文廣1165	みやま市瀬高町太神2444	平成19年4月1日	平成20年10月9日
北九州自見会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年10月21日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	自見庄三郎、参議院議員			
キャプテン@九州	主たる事務所の所在地	春日市紅葉ヶ丘東1-8	豊前市大字吉木1161-2	平成20年9月21日	平成20年10月3日
	代表者	藤井俊雄	中村勇希		
九大医学部第1内科同門会自見庄三郎後援会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年10月21日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	自見庄三郎、参議院議員			
九大医学部同窓会自見庄三郎後援会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年10月21日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	自見庄三郎、参議院議員			
久木野真二後援会	主たる事務所の所在地	大牟田市笹林町1-1-9	大牟田市笹林町1丁目2-6	平成20年10月8日	平成20年10月10日
現代医療問題研究会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年10月21日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	自見庄三郎、参議院議員			

自見庄三郎後援会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年10月21日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	自見庄三郎、参議院議員			
市民連北九州	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年10月21日
	公職の種類	参議院議員			
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	自見庄三郎、参議院議員			
新日鐵化学労働組合政治活動委員会	代表者	徳富幸治	鞘野明彦	平成20年9月1日	平成20年10月28日
	会計責任者	島津慎一郎	玉井利生	平成20年10月21日	
中西倫仁後援会	主たる事務所の所在地	大牟田市笹林町1-1-9	大牟田市笹林町1丁目2-6	平成20年10月8日	平成20年10月10日
西島英利後援会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年10月29日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	西島英利、参議院議員			
仁比そうへい弁護士の議員活動をサポートする法律家連絡会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年10月16日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	仁比聡平、参議院議員			
福岡医療福祉研究会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年10月21日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	自見庄三郎、参議院議員			

福岡県社会福祉政治連盟	代表者	平山良明	田尻英幹	平成20年10月20日	平成20年10月24日
福岡県農政連	代表者	林裕二	三田村統之	平成20年10月6日	平成20年10月7日
福岡県農政連遠賀郡支部	会計責任者	神屋守正	田原英樹	平成20年10月23日	平成20年10月28日
宮内じつお後援会	主たる事務所の所在地	遠賀郡岡垣町大字吉木1635	遠賀郡岡垣町大字波津781-1	平成20年10月17日	平成20年10月17日
	主たる事務所の所在地	遠賀郡岡垣町吉木東1-163-5	遠賀郡岡垣町大字吉木1635	平成20年10月21日	平成20年10月21日
元気な町岡垣をつくる会	団体の名称	元気な町岡垣をつくる会	宮内じつお後援会	平成20年10月27日	平成20年10月27日
宮内實生後援会(元気な町岡垣をつくる会)	団体の名称	宮内實生後援会(元気な町岡垣をつくる会)	元気な町岡垣をつくる会	平成20年10月29日	平成20年10月29日
山田としお福岡県後援会	代表者	林裕二	三田村統之	平成20年10月6日	平成20年10月7日

(24団体)

福岡県選挙管理委員会告示第118号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体解散届

があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成20年12月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成20年10月1日～10月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
いいだ耕一郎後援会	平成19年12月31日	平成20年10月6日
寿福正勝後援会	平成20年9月30日	平成20年10月14日
(平成20年法17条2項適用団体) 谷川通澄後援会	平成18年10月30日	平成20年10月14日

(平成20年法17条2項適用団体) 松崎正和後援会	平成19年12月20日	平成20年10月28日
(平成20年法17条2項適用団体) 龍誠一後援会	平成19年10月18日	平成20年10月27日

(5団体)

福岡県選挙管理委員会告示第119号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年12月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成20年10月1日～10月31日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
古賀 徹 治	北九州市議会議員	古賀 徹 治 後 援 会	北九州市八幡西区則松6-15-36	古賀 徹 治	平成20年10月27日	平成20年10月28日
小清水 喜代孝	北九州市議会議員	小清水喜代孝後援会	北九州市小倉南区北方3-40-28	小清水 喜代孝	平成20年10月3日	平成20年10月3日
沢田 輝彦	北九州市議会議員	沢田 輝彦 後 援 会	北九州市小倉北区豎林町7-10	沢田 輝彦	平成20年10月21日	平成20年10月21日
白石 一 裕	北九州市議会議員	白石かずひろ後援会	北九州市八幡東区春の町5-7-5	白石 一 裕	平成20年10月1日	平成20年10月3日
浜口 恒 博	北九州市議会議員	浜口つねひろ後援会	北九州市八幡西区東鳴水1-8-18-610	浜口 恒 博	平成20年10月17日	平成20年10月20日

(5団体)

福岡県選挙管理委員会告示第120号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届

平成20年12月8日

出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成20年10月1日～10月31日

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
宮内 實 生	岡 垣 町 長	宮内じつお後援会	公 職 の 種 類	岡 垣 町 長	岡 垣 町 議 会 議 員	平成20年10月17日	平成20年10月17日
			主たる事務所の所在地	遠賀郡岡垣町大字吉木1635	遠賀郡岡垣町大字波津781-1		
			主たる事務所の所在地	遠賀郡岡垣町吉木東1-163-5	遠賀郡岡垣町大字吉木1635	平成20年10月21日	平成20年10月21日
	元気な町岡垣をつくる会	団 体 の 名 称	元気な町岡垣をつくる会	宮内じつお後援会	平成20年10月27日	平成20年10月27日	
		宮内實生後援会（元気な町岡垣をつくる会）	団 体 の 名 称	宮内實生後援会（元気な町岡垣をつくる会）	元気な町岡垣をつくる会	平成20年10月29日	平成20年10月29日

(1 団体)

福岡県選挙管理委員会告示第121号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成20年10月1日～10月31日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体指定取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
松 崎 正 和	大野城市議会議員	松崎正和後援会	松 崎 正 和	平成19年12月20日	平成20年10月31日

平成20年12月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

(1 団体)

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成20年12月8日

財団法人消防試験研究センター 理事長 白 谷 祐 二

1 試験種類

甲種、乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類）及び丙種

2 試験地、実施試験会場、実施年月日

試験地	実施試験会場	実施年月日
北 九 州	北九州市八幡西区自由ヶ丘1 - 8 九州共立大学	平成21年2月22日（日曜日） 午前10時から
太 宰 府	太宰府市五条3 - 11 - 25 福岡経済大学	
大 牟 田	大牟田市大字草木852 大牟田高等学校	

久 留 米	久留米市御井町1635 久留米大学御井学舎
飯 塚	飯塚市柏の森11 - 6 近畿大学産業理工学部
苅 田	京都郡苅田町新津1 - 11 - 1 西日本工業大学

3 受験申請期間及び受験申請先

受験申請期間	受 験 申 請 先	摘 要
平成20年12月17日から 平成21年1月13日まで	福岡市博多区下呉服町1 - 15 ふくおか石油会館3階 (財)消防試験研究センター福岡県支部	午前10時から 午後4時まで

郵送は、平成21年1月13日までの消印のあるものに限る。

郵便番号 812 - 0034 福岡市博多区下呉服町1 - 15 ふくおか石油会館3階

(財)消防試験研究センター福岡県支部

4 受験願書等の配置場所

(財)消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

5 問い合わせ先

(財)消防試験研究センター福岡県支部 電話 092 - 282 - 2421